

明許繰越し(財政法第14条の3)

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができることとなっています。

なお、明許繰越しには、①経費の性質上その年度内にその経費の支出が終わらない見込みのある経費について、あらかじめ国会の議決を経ておき繰り越す場合と、②当初はその会計年度内に支出し終わる見込みであった特定の事務又は事業に係る経費が、予算執行の過程において、何らかの事由によってその会計年度内に支出を終わらない見込みが生じ、予算補正を行い「繰越明許費」として国会の議決を経ておき繰り越す場合があります。

私立高等学校産業教育施設整備費補助金については、①に該当し事前の国会の議決を経て明許繰越が認められています。

①経費の性質上年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの

繰越明許費の指定の要件である「経費の性質上年度内に支出を終わらない見込みのあるもの」とは、経費支出の対象である事務又は事業が、計画、設計、土地・資材等の取得、建設・製造等の実行等の各過程において、外部的要因、つまり自然的、社会的諸条件(例えば、気象の関係、用地の関係、資材の入手難、相手方の請求関係など)に支配され、当該事務又は事業が年度内に完了せず、これに伴ってその経費の支出が年度内に完了しない見込み(性質)の内在する経費を指すものです。

これらの条件の如何によって年度内に支出が完了しない場合にも、一般の経費とは違って、直ちに不用とすることを適当とせず、引き続き予算の目的の実現を図る必要があるものについては、予算において繰越明許費として国会の議決を経ることにより、翌年度にその使用残額(必要額に限る。)を持ち越して使用することができます。これが経費の性質に基づく明許繰越しです。

(例)

- ・平成23年度の夏期休業中に工事を着工する予定で申請していたが、その後請負業者の事情により、仕様書や設計の作成作業が遅れたため、23年度の夏期休業中に工事を実施することが出来ず、平成24年度の夏期休業中に実施することとした。
- ・平成23年度の冬期休業中に工事を進める予定で申請していたが、請負業者の倒産により、予定通りに工事が着工出来なくなったため、平成24年度の夏期休業中に工事に着工することとなった。
- ・平成23年度の夏期休業中に工事を着工する予定で申請していたが、工事着工にあたって近隣住民の了解が得られず、平成24年度の夏期休業中に着工することとなった。